

※この基本協定書は案であり、横浜市全体の方針等により変更することがあります。

# 横浜市海づくり施設等 管理運営に関する基本協定書

(素案)

平成23年3月

横浜市港湾局

## 【目次】

### 第1章 総則

第1条	(本協定の目的)	1
第2条	(指定管理者の指定の意義)	1
第3条	(公共性の趣旨の尊重)	1
第4条	(信義誠実の原則)	1
第5条	(用語の定義)	1
第6条	(対象施設)	1
第7条	(指定期間等)	1
第8条	(共同事業体)	2

### 第2章 本指定管理の業務の範囲と実施条件

第9条	(本指定管理の実施により達成すべき目標)	2
第10条	(乙が行う業務の範囲)	2
第11条	(甲が行う業務の範囲)	2
第12条	(責任者の配置)	3
第13条	(業務従事者)	3
第14条	(業務の範囲又は業務実施条件の変更)	3

### 第3章 本指定管理の実施

第15条	(本指定管理の実施)	3
第16条	(法令の遵守)	4
第17条	(開館時間及び休館日)	4
第18条	(利用の許可)	4
第19条	(利用許可の取消)	4
第20条	(主催事業による利用の制限)	5
第21条	(主催事業等による利用の制限)	5
第22条	(利用許可時期の特例)	5
第23条	(事前準備)	5
第24条	(第三者による実施)	6
第25条	(施設の維持保全等)	6
第26条	(電気主任技術者の専任及び届出等)	6
第27条	(防災等)	6
第28条	(緊急時の対応)	6
第29条	(守秘義務)	6
第30条	(個人情報保護)	6
第31条	(情報公開の責務)	6

第 32 条	(文書管理)	6
第 33 条	(人権の尊重)	6
第 4 章 備品等の扱い		
第 34 条	(乙による備品等の管理等)	6
第 35 条	(乙による備品等の購入等)	7
第 36 条	(著作権)	7
第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項		
第 37 条	(年間事業計画書等)	8
第 38 条	(月間事業報告書等)	8
第 39 条	(年間事業報告書等)	8
第 40 条	(本指定管理実施状況の確認及び改善の指示)	9
第 41 条	(第三者評価)	9
第 42 条	(自己評価の実施)	9
第 43 条	(業務実施状況等の公表)	9
第 6 章 指定管理者の収入等		
第 44 条	(指定管理者の収入)	10
第 45 条	(指定管理料)	10
第 46 条	(指定管理料の変更)	10
第 47 条	(利用料金)	10
第 48 条	(公租公課)	10
第 49 条	(管理口座)	11
第 7 章 損害賠償及び不可抗力		
第 50 条	(損害賠償等)	11
第 51 条	(第三者への賠償)	11
第 52 条	(保険)	11
第 53 条	(不可抗力発生時の対応)	11
第 54 条	(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)	11
第 55 条	(不可抗力による業務実施の一部免除)	11
第 56 条	(不可抗力による本協定の変更)	11
第 57 条	(本施設の瑕疵)	12
第 8 章 指定期間の満了		
第 58 条	(業務の引継ぎ等)	12
第 59 条	(原状回復義務)	12

第 60 条	(備品等及び文書等の扱い)	12
--------	---------------	----

#### 第9章 指定取消及び業務の停止等

第 61 条	(甲による指定の取消等)	13
第 62 条	(乙からの指定取消等の申出)	13
第 63 条	(不可抗力による指定の取消等)	14
第 64 条	(指定取消時の扱い)	14

#### 第10章 その他

第 65 条	(権利義務の譲渡の禁止)	14
第 66 条	(監査)	14
第 67 条	(連絡調整)	14
第 68 条	(本指定管理の範囲外の業務)	14
第 69 条	(請求・通知等の様式その他)	15
第 70 条	(災害発生時の対応)	15
第 71 条	(環境問題への取組)	15
第 72 条	(法人格等変更時の対応)	15
第 73 条	(リスクの分担)	15
第 74 条	(協定の変更)	16
第 75 条	(解釈)	16
第 76 条	(疑義についての協議)	16
第 77 条	(管轄裁判所)	16

別紙 1 用語の定義

別紙 2 個人情報取扱特記事項

様式 1 個人情報保護に関する誓約書

別紙 2 研修実施報告書

# 横浜市海づり施設等の管理運営に関する基本協定書

## (案)

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、横浜市海づり施設等（以下「本施設」という。）の管理運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

#### （本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要事項を定めることを目的とする。

#### （指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用して本施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、本施設のサービスの拡充や市民の余暇の活用及び身近で国際性あふれるみなとづくりに寄与するとともに、新たな事業やサービスを積極的に展開していくことにあることを確認する。

#### （公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本施設の管理運営（以下「本指定管理」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

#### （信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って、本協定を誠実に履行しなければならない。

#### （用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

#### （対象施設）

第6条 本指定管理の対象となる施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ・ 横浜市大黒海づり施設

横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地先

- ・ 大黒ふ頭先端緑地  
横浜市大黒ふ頭20番地先
- ・ 横浜市本牧海づり施設  
横浜市中区本牧ふ頭1 番地先
- ・ 横浜市磯子海づり施設  
横浜市磯子区新磯子町39番地

2 乙は善良なる管理者の注意をもって施設の管理運営を行わなければならない。

(指定期間等)

第7条 本指定管理の期間（以下「指定期間」という。）は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 本指定管理に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 本指定管理の業務の範囲と実施条件

(本指定管理の実施により達成すべき目標)

第8条 乙が、本指定管理の実施によって達成を目指すべき目標は以下の通りとする。

- (1) 海づり施設及び緑地の管理・運営に関する業務
- (2) 安全管理に関する業務
- (3) 防災等緊急時に関する業務
- (4) 施設の利用向上に関する業務
- (5) 施設の利用許可等に関する業務
- (6) 広場及び緑地の維持管理に関する業務
- (7) 駐車場の管理に関する業務
- (8) 帳票等の管理及び報告書等に関する業務
- (9) その他の業務

(乙が行う業務の範囲)

第9条 本指定管理において、乙が行う業務の範囲は、次に掲げる通りとする。

- (1) 横浜海づり施設条例（昭和53年7月5日横浜市条例第40号。以下「条例」という。）  
第5条に規定する事項に関すること
  - (2) 横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月26日条例第49号）台17条に規定する事項に関すること
  - (3) 本施設の施設及び設備の維持保全及び管理に関すること
  - (4) その他甲が定める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の詳細は甲乙協議により別に定めるものとする。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 次の業務については、甲が行うものとする。

- (1) 本施設の目的外使用の許可
- (2) 本施設の大規模な修繕・改修にかかる業務
- (3) その他法令等において別に定められること

(責任者の配置)

第11条 乙は、管理業務を円滑かつ適正に履行するため、それぞれの施設（大黒ふ頭先端緑地にあつては大黒海づり施設と合わせて）に施設長を配置するものとする。

(業務従事者)

第12条 乙は管理開始前までに、甲が定める様式をもって本指定管理に従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げる者に変更があつた場合は、甲が定める様式をもって速やかに届け出るものとする。
- 3 乙は、自らの責任と費用負担で業務従事者の労働安全衛生管理を行うものとする。
- 4 甲は、乙が本指定管理を行うために配置した業務従事者が、本指定管理を行うことについて正当な理由により不相当と認めた場合は、理由を付した文書をもって当該業務従事者の解任を求めることができる。
- 5 乙は、前項の規定に基づき、請求があつた場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 6 乙は、前項の規定に基づき、当該業務従事者を解任したことにより、乙の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、係る増加費用又は損害について甲に対し、いかなる費用の負担も求めることができない。

(業務の範囲又は業務実施条件の変更)

第13条 甲又は乙は、必要と認めた場合は、第9条及び第10条に定める本指定管理の業務の範囲の変更を求めることができる。当該変更を求める場合は理由を付した文書をもって行うものとする。

- 2 甲又は乙は、前項に定める文書の提出があつた場合は、遅滞なく協議に応じなければならない。
- 3 前項の規定に基づく協議の結果により、業務の範囲又は業務実施条件に変更が加えられることにより生じる指定管理料の変更についても協議の対象とする。

### 第3章 本指定管理の実施

(本指定管理の実施)

第14条 乙は、条例、横浜市海づり施設条例施行規則（平成53年7月20日規則第70号。以下「規則」という。）、横浜市港湾施設使用条例、横浜市港湾施設使用条例施行規則（昭和26年2月25日規則第3号）、港湾緑地運営管理実施要領（平成18年3月）、本協定、年度協定、横浜市海づり施設指定管理者公募要項（「横浜市海づり施設指定管理者による管理業務仕様書」を含む。以下「公募要項」という。）のほか、事業計画書等に基づき、誠実かつ円滑に本指定管理を実施するものとする。

(法令の遵守)

第15条 乙は、本指定管理の実施に当たり、関係する法令を遵守しなければならない。関係する主な法令については、以下の通りとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
  - (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - (4) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）
  - (5) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
  - (6) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）
  - (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）、港湾法施行規則（昭和26年省政令第98号）
  - (8) 横浜市港湾施設使用条例、横浜市港湾施設使用条例施行規則
  - (9) 横浜市海づり条例、横浜市海づり条例施行規則
  - (9) その他港湾関連法規
- 2 この指定期間中に前項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守しなければならない。

(本施設の供用時間及び休業日)

第16条 本施設の休業日は、条例第2条及び規則第3条の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 供用時間

ア 横浜市大黒海づり施設及び横浜市本牧海づり施設

(ア) 1月から3月まで、11月及び12月：午前7時から午後5時まで

(イ) 4月から10月まで：午前6時から午後7時まで

イ 横浜市磯子海づり施設

(ア) 1月、2月、11月及び12月：午前8時から午後5時まで

(イ) 3月から6月まで9月及び10月：午前8時から午後6時まで



(ウ) 7月及び8月 : 午前8時から午後7時まで

(2) 休業日

ア 1月1日から1月3日まで、12月30日及び12月31日

イ 施設点検日(原則として奇数月の第3火曜日)

2 本施設の休業日及び供用時間は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(利用の許可)

第17条 乙は、条例第5条第1項の規定に基づく施設利用の許可(以下「利用許可」という。)の実施に当たっては、条例、規則及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)の規定に従わなければならない。

2 乙は、港湾施設使用条例第17条の規定に基づく施設利用の許可(以下「利用許可」という。)の実施に当たっては、港湾施設使用条例、港湾施設使用条例施行規則及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)の規定に従わなければならない。

2 乙は、利用の許可の実施に当たって疑義がある場合には、甲と協議するものとする。

3 乙は、利用者の利用許可申請に対する不許可などの不利益処分を実施する場合には、行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)第57条の規定に基づき、申請者が甲に対して審査請求ができる旨を、申請者に書面で教示しなければならない。

(事前準備)

第18条 乙は、指定期間の開始に先立ち、本指定管理の実施に必要な資格の保有者及び人材を確保し、必要な研修を行わなければならない。

2 乙は、本指定管理を遂行するために許認可が必要な場合は、乙の責任において、それを取得しなければならない。

3 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、甲に対して本施設への立入りを申し出ることができる。

4 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、正当な理由のある場合を除いてその申出に応じるものとする。

5 指定期間の開始に伴う準備に係る費用のうち、引継ぎに要する費用は、乙が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、甲が負担するものとする。

(第三者による実施)

第19条 乙は、第9条に定める業務の一部を、予め甲と協議の上、第三者に委託することができる。ただし、本業務の全部又は施設の利用許可を伴う業務の一部については、委託することができない。

2 乙がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。

(施設の維持保全等)

第20条 乙は、本施設の施設及び設備について、甲が別に定める基準に基づき、適切な維持保全を行わなければならない。

- 2 本施設の修繕については、1件につき60万円(消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の責任及び費用において実施するものとし、1件につき60万円(消費税を含む。)未満のものについては乙の責任及び費用負担において実施するものとする。ただし、当該年度中に乙が行う修繕の費用負担が500万円を超える際は、責任の所在及び費用負担について、甲乙の協議により決定するものとする。
- 3 乙が前項に規定する本施設の修繕を行う際は、緊急の場合を除き、甲に対して予告し了承を得るものとする。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第21条 乙は、自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部に届け出なければならない。

また、甲及び乙は、自家用電気工作物の保安業務について、下記の通り定めるものとする。

- 1 乙は、甲から指定管理者として指定を受けた本施設の自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項(技術基準の遵守)の義務を果たすものとする。
- 2 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
- 3 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させる。
- 4 甲及び乙は、電気主任技術者として選任する者に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実に行うことを確約させる。

(緊急時の対応)

第22条 指定期間中、本指定管理の実施に関連し、又は本施設において事件・事故又は火災、地震等による損傷等(以下「緊急事態」という。)が発生した場合、乙は直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関に遅滞なく通報しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合は、必要に応じ、その原因を調査し、甲に遅滞なく報告するものとする。当該調査に関し、甲は必要な協力を行うものとする。

(守秘義務)

第23条 乙及び業務従事者は、本指定管理の実施により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例のほか、秘密保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 前項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(情報公開の責務)

第25条 乙は、甲が示す「情報公開に関する標準規程」に準拠して「情報公開規程」を作成し、これに基づき適切な対応をしなければならない。

(文書管理)

第26条 乙は、本指定管理の実施に係る文書の作成、管理及び保存を適切に行わなければならない。

(人権の尊重)

第27条 乙は、本指定管理の実施にあたっては、利用者等の人権を最大限尊重するとともに、業務従事者に対して人権に関する研修を各年度1回以上実施するよう努めなければならない。

## 第4章 備品等の扱い

(乙による備品等の管理等)

第28条 乙は、本指定管理実施の用に供するため、別紙2に示す甲が所有する備品等(以下「備品等(I種)」という。)を管理する。

2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等(I種)が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、乙は、甲との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。

4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、乙は、甲との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。

5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、乙は、甲との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。

6 乙は、前項の規定により購入または調達した備品等について、甲に所有権を移転するとともに、備品等(I種)として管理するものとする。

7 乙は、故意又は過失により備品等(I種)を破損滅失したときは、甲との協議によ

り、必要に応じてこれを弁償するものとする。

(乙による備品等の購入等)

- 第29条 乙は、指定管理経費より購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を本業務実施のために供するものとし、甲が示す備品台帳に記載するものとする。
- 2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、指定管理経費で当該備品等を購入又は調達するものとする。
  - 3 乙は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。
  - 4 乙は、自己の費用により購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）を帳票に記載し、前条に規定する備品等（Ⅰ種及びⅡ種）と明確に区別して管理しなければならない。
  - 5 前項に規定する備品等（Ⅲ種）は、乙に帰属するものとする。ただし、甲と乙の協議により、甲に所有権を移転することを妨げない。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(年間事業計画書等)

- 第30条 乙は、平成23年度から平成28年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の2月末日までに甲に提出するものとする。なお、記載内容の詳細事項については、別紙7に示すとおりとする。
- (1) 管理執行体制
  - (2) 指定管理業務計画
  - (3) 自主事業計画
  - (4) 指定管理業務に係る当該年度の収支計画
  - (5) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
  - 3 乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲との協議により決定するものとする。

(月間事業報告書等)

- 第31条 乙は、毎月20日までに前月の状況を甲に報告するために、次に掲げる事項を記載した月次報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- (1) 利用実績（利用者数、利用料金収入、利用状況分析等）

- (2) 管理業務の実施状況（日常業務、定期点検等）
- (3) 収支状況
- (4) 勤務ローテーション表
- (5) 施設、設備等の修繕等の報告
- (6) 釣果状況
- (7) 重要事項変更の有無

（年間事業報告書等）

第32条 乙は、本業務に関し、期末月の翌月末までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。書式は、甲乙協議の上、定めるものとする。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 利用状況分析報告等         | 年間ごと       |
| (2) 利用者アンケートの結果及び対応状況 | 業務実施時・年間ごと |
| (3) 収支決算書等            | 年間ごと       |
| (4) 自主事業の実施状況に関する事項   | 業務実施時・年間ごと |
| (5) その他甲が指示する事項       |            |

- 2 乙は、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日から起算して30日以内に当該年度分として、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 4 乙は、月次報告書及び事業報告書を作成年から5年を経過するまでの期間保管する。

（本指定管理実施状況の確認及び改善の指示）

第33条 甲は、前条までに定めるもののほか、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第10項に基づき、乙に対して本指定管理の実施状況について随時、報告を求め、また実地について調査するため、本施設に立ち入ることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 第32条及び第33条の規定に基づく報告及び第1項の規定に基づく報告及び実地調査により、乙の本指定管理の実施内容等が、条例、規則、その他甲が提示する要件等を満たしていないと認められる場合、甲は、法第244条の2第10項に基づき、乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 4 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかに必要な具体的措置を講じ、その結果を甲に報告しなければならない。

(第三者評価)

第34条 乙は、本施設の管理運営に関し評価、検証等を行うことを目的として、甲が指定する方式による第三者評価を、指定期間開始後2年以内に、1回受審しなければならない。

2 第三者評価に係る費用は、乙が負担するものとする。

## 第6章 指定管理料の収入等

(指定管理者の収入)

第35条 乙の収入は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入とする。

2 乙は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(指定管理料)

第36条 甲は、本指定管理実施の対価として、各年度の市歳出予算の範囲内で乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に支払う指定管理料の額及び支払い方法等は、乙が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、各年度に甲と乙が協議し締結する協定(以下「年度協定」という。)に定めるものとする。

3 前項に基づく各年度の協議において、選定時に乙が提案した金額を下回る金額を当該年度の指定管理料とする場合、乙は、甲に対し、文書をもって管理運営の内容の変更に関する協議を申し出ることができる。

4 甲は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。

(指定管理料の変更)

第37条 各年度中の賃金水準又は物価水準の変動、並びにその他やむをえない事由により、甲又は乙が、各年度の当初に合意した指定管理料が不相当と認めるときは、相手方に対し、文書をもって指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。

2 甲及び乙は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。

3 指定管理料変更の要否及び指定管理料の額の変更は、甲乙の協議により定めるものとする。

(利用料金)

第38条 乙は、条例第6条第2項及び港湾施設条例第17条第1項3号(ウ)、第17条第2項の規定に基づき、本施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という)を、乙の収入として収受することができる。

- 2 乙の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。
- 3 乙が、指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、甲又は甲が指定するものに円滑に引継ぎを行うものとする。
- 4 利用料金の額は、条例第6条第2項の規定で定める額の範囲内において、甲の承認を得て乙が定めるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。
- 5 乙は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに3か月以上の周知期間を設けなければならない。ただし、指定当初に従前の料金を変更すること無く利用料金の承認申請を行う場合は、料金の承認後速やかに周知を行うものとする。
- 6 乙は、条例第7条及び規則第10条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

(公租公課)

第39条 本協定に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(管理口座)

第40条 乙は、本指定管理の実施に係る収入及び支出を適正に管理することを目的として、本指定管理専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

- 2 乙は、第38項第3号に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第41条 乙は、故意又は過失により本指定管理を実施する施設・設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲は特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、甲は当該損害を乙に賠償するものとする。

(第三者への賠償)

第42条 本指定管理の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償

した場合、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を乙に対して求償することができる。

(保険)

第43条 乙は、本指定管理の実施にあたり、指定管理者特約条項付きの施設賠償責任保険（第三者賠償保険を含む。）に加入しなければならない。この保険の対人補償の保険金額は1億円以上とする。

(不可抗力発生時の対応)

第44条 不可抗力の発生により甲又は乙に損害、損失又は増加費用が発生する恐れがある場合、乙は早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)

第45条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、乙は文書で当該内容を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、乙からの報告に基づき、当該損害等についての調査を行い、当該費用について合理性の認められる範囲で、その費用を負担するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用は甲が負担するものとする。

(不可抗力による業務実施の一部免除)

第46条 不可抗力の発生によって本指定管理の一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は不可抗力により受ける影響の限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本指定管理の一部を実施できなかった場合、甲は、乙と協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分について、指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 前項の規程に基づき、甲は、乙に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第47条 乙は、指定期間の満了若しくは本指定管理の取消に際し、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。



- 2 甲は、必要と認める場合には、本指定管理の終了前に、乙に対し、甲又は甲が指定するものによる本指定管理の内容等についての調査を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 第1項の規定による本指定管理の引継ぎ等に関する費用は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

第48条 乙は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準とし、本指定管理の実施を行う施設、設備を原状に回復し、甲に明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は本施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等及び文書等の扱い)

第49条 本指定管理終了に際し、備品等の扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 備品等（Ⅰ種）について、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き渡さなければならない。
  - (2) 備品等Ⅱ種）について、乙は、原則として自己の責任と費用において撤収するものとする。ただし、甲乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して備品等Ⅱ種）を引渡すことができるものとする。
- 2 本指定管理終了に際し、本指定管理の実施に必要な文書等について、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き渡さなければならない。

## 第9章 指定取消及び業務の停止等

(甲による指定の取消等)

第50条 甲は、乙による管理を継続することが適当でないとするときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の乙による管理を継続することが適当でないとする場合の例としては、以下のような状況が想定される。
  - (1) 乙が当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
  - (2) 乙が法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
  - (3) 乙が法第244条の2第10項の規定に基づく甲の指示に従わないとき
  - (4) 乙が当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

- (5) 申込みの際に乙が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
  - (6) 乙の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
  - (7) 乙の本指定管理に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
  - (8) 乙の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
  - (9) 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
  - (10) 乙から、次条に基づく指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
  - (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
  - (12) その他、乙による管理を継続することが適当でないとき
- 3 第1項の規定により指定を取消し、又は本指定管理の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害又は増加費用が生じても、甲はその賠償の責を負わないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により、年度途中において、甲が乙の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、乙が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

(乙からの指定取消等の申出)

- 第51条 乙は、甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに著しく違反した場合、甲に対して指定取消又は管理業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。
- 2 甲は前項の申出を受けた場合、乙への協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、乙が既に受領している指定管理料について、甲乙の協議によりその返還する額を決定するものとする。
- 4 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、甲が乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償するものとする。
- 5 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより甲が被る損害及び増加費用について、乙はその賠償の責を負わない。

(不可抗力による指定の取消等)

- 第52条 甲又は乙は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本指定管理の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を行うものとする。

- 3 前項の指定の取消によって乙に発生した損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

(指定取消時の扱い)

第53条 第47条から第49条までの規定は、第51条から第53条までの規定により本指定管理が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲及び乙が合意した場合は、この限りでない。

## 第10章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第54条 乙は、本協定及び年度協定に基づいて取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

(連絡調整)

第55条 乙は、本指定管理を円滑に履行するため、甲及び関連機関との情報交換や業務の調整を図るものとする。

(本指定管理の範囲外の業務)

第56条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本指定管理の実施を妨げない範囲において、乙の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は自主事業を実施する場合は、自主事業の事業計画書を事前に甲に提出し、承認を得なければならない。この場合において、甲及び乙は必要な協議を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第57条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合又は甲が特別に認めた場合を除き、文書により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）の定めるところによる。

(災害等発生時の対応)

第58条 乙は、横浜市震災対策条例（平成10年2月横浜市条例第1号）第8条に定める事業者としての基本的責務を果たさなければならない。

- 2 乙は、災害等の発生時に、被災者の援助活動等に関して甲が協力を求めた場合には、甲に協力するよう努めるものとする。
- 3 乙は、本施設が今後横浜市防災計画に位置づけられる可能性があることを了承するとともに、位置づけられた場合には、甲との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合においては、甲が作成する「指定管理者災害対応の手引き」に基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。

(環境問題への取組)

- 第59条 乙は、本施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って、適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど、「市役所ごみゼロ」の取り組みを推進するものとする。
- 2 乙は、本施設で消費するエネルギーの抑制に努めるなど、横浜市脱温暖化行動方針「CO-DO30」の取組を推進するものとする。

(法人格等変更時の対応)

- 第60条 乙は、合併、任意団体の場合の法人格の取得、公益法人制度改革への対応等により自らの法人格に変更が生じることが見込まれることとなった場合には、甲に対して直ちに報告しなければならない。
- 2 甲は乙から前項の届出があった場合は継承団体について施設運営能力等を審査するために改めて以下の書類の提出を求めるものとする。
    - (1) 事業計画書
    - (2) 構成団体表（グループの場合に限る。）
    - (3) 株式会社・有限会社・社団法人等においては定款、財団法人等においては寄付行為、その他の団体についてはこれに類するもの
    - (4) 法人登記の謄本（法人の場合に限る）
    - (5) その他甲が必要と認める書類

(再指定)

- 第61条 前条において従来の法人との同一性が保持されないと判断される場合には改めて再指定を受けなければならない。

(リスクの分担)

- 第62条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定又は公募要項に別途記載があるものを除き、別紙2に示すリスク分担表の通りとする。

(協定の変更)

第63条 本指定管理に関し、本指定管理の前提となる条件若しくは内容が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙の協議により本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第64条 甲が、本協定に基づき行う、書類の受領、通知及び調査、説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき本指定管理の全部又は一部について、その責任を負うものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第65条 本協定に特別の定めのない事項又は本協定の条項について疑義を生じた場合は、甲乙の協議によりこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地 横浜市中区港町1丁目1番地  
名 称 横浜市  
代表者 横浜市港湾局長 ○○ ○○ 印

乙 所在地  
名 称 ○ ○ ○ ○  
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

別紙1 用語の定義

用語	用語の定義
指定開始日	指定管理者が本業務を行う指定期間の開始日のことをいう。
指定管理料	甲が乙に対して支払う、本業務の実施に関する対価のことをいう。
法令	本業務の実施及び本協定の履行に関して適用される国の法律、施行規則、通達、横浜市の条例、規則、要綱等。
年度協定	本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定。
独自事業	第8条に定める業務以外で、〇〇施設の設置目的等を逸脱しない範囲で、乙の責任と費用で実施する事業。
不可抗力	地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩れ等の天災、戦争、テロ、暴動、火災等の人災その他甲又は乙の責めに帰すことができない事由。ただし、海づり施設等の利用者数の増減及び発火原因が甲又は乙の責によることが明白な火災は不可抗力に含まない。

別紙2

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に重大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの(負担限度付き:年間合計)		500万円	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○

公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど



## 別紙 4 個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「甲」という。)が保有する個人情報を取り扱う者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、この協定による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、甲に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 乙は、この協定による事務の処理に従事している者に対し、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、この協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁上)

第6条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この協定による事務を処理するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 乙は、この協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、

第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 己は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの協定による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

#### （資料等の返還）

第8条 乙は、この協定による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### （報告、資料の提出等）

第9条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

#### （事故発生時等における報告）

第10条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### （研修の実施及び誓約書の提出）

第11条 乙は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱う事務を受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を乙に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

(協定の解除及び損害の賠償)

第12条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この協定による事務を処理するために乙又は受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この協定による事務の目的を達成することができないと認められるとき。




横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱い特記事項を遵守し、個人情報を切に扱うことを誓約します。

(様式 2)

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長 林 文子

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第 17 条第 1 項の規程に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しましたので、別紙（全 枚）の通り提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

(A4)

## 別紙5 乙による小破修繕の実施事項

以下に示す事項は、乙の責任と費用負担において行うものとする。

### (1) 建築

- 1 木製、鋼製建具、自動ドアの修繕(老朽化による新替を除く)
- 2 ガラスの修繕
- 3 備品の修繕(カーテン、ブラインド等)
- 4 その他これらに類する修繕

### (2) 電気設備

- 1 電球、安定器の交換及び、照明器具、換気扇など本体の交換
- 2 ソケット、スイッチ類の交換
- 3 電気室送り出し以降の配線、配管の修理(全面改修を除く。)
- 4 I T V装置の修理(全面改修を除く。)
- 5 火災報知器類の交換(全面改修を除く。)
- 6 放送設備の修理。(全面改修を除く。)

※上記5～6については、電気室の端子盤以降とする。

### (3) 機械設備

- 1 給排水衛生設備の衛生器具の不具合、排水管の詰まり等
- 2 空調換気設備の部品及び予備品の交換

※対象は建築設備の修繕とする。

上記以外の修繕が発生した場合は、その対応について甲乙両者協議の上、分担を決定する。

## 別紙6 年間事業計画書に掲載する内容

協定書に規定する年間事業計画書については、次に掲げる事項を記載し、原則として、各年度の前の年度の2月末日までに横浜市に提出するものとする。

### ア 管理執行体制

- (ア) 職員配置体制表
- (イ) 責任体制
- (ウ) 事故発生時対応
- (エ) 緊急対応業務フロー
- (オ) 緊急連絡体制表

### イ 指定管理業務計画

- (ア) 年間業務計画表
  - a 運営業務に関する計画表（休業日、供用時間、年間勤務体制など）
  - b 管理業務に関する計画表

### ウ 自主事業計画

年間自主事業計画表

### エ 指定管理業務に係る当該年度の収支計画

### オ その他横浜市が必要と認める事項